

相続税には 連帯納税義務がある

税金の納付は、原則としては、申告による申告納税にしても、或いは県、市町村で課税する固定資産税や住民税の納税通知書にしる、自分の申告、或いは自分宛にきた納税通知書の税金を納付すれば、それで、納税義務は終わりとなるのが普通です。

□連帯納税義務もある

会社で銀行から借入れをする場合に、社長個人が連帯保証人となることはよくある事例です。この場合、あまり保証をしたくないと思っても銀行の要請によって、社長個人が、自分の意思で、会社の借入金について連帯保証をするものと思います。

税務の場合は、その人の意思には関係なく、一定の事実が該当すれば、法律上連帯納税義務が発生します。

□連帯納税義務が発生する場合

《国税》

1. 共有物、共同事業またはその共同事業に属する財産に係わる租税
2. 無限責任社員の第二次納税義務（税徴33）
3. 共同登記等の場合の登録税
4. 共同文書作成の場合の印紙税（印税3③）
5. 相続税における他の相続人の相続税

《地方税》

共有物、共同事業等に対する租税（例えばマンション等の共有部分に対する固定資産税）

上記の内、国税の1から4と地方税については、それ程説明はいらないと思います。しかし、国税の5の相続税については少し説明が必要かと思えます。以下にその説明をいたします。

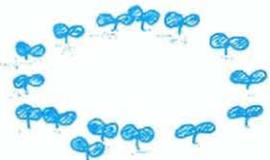
□相続税の連帯納税義務

これは、相続税法で定められているものですが、制度のあらまは、例えば、相続人が4人居たとします。原則では共同で申告書を提出しますが、最近では、共同でなく個別に申告する事例もあるようです。

□共同でも、単独でも連帯納税義務は同じ

話の犬

○上野の西郷さんの銅像は犬を連れて
います。薩摩犬は優れた猟犬で、ウ
サギ狩りの猟犬を連れてくるのです。
胴長短足のダックスフントも猟犬で
す。アナグマやウサギ、キツネなど、
穴の中に逃げ込んだ獣を、中にもぐ
りこんで追い出すので足が短いので
す。貴婦人のようなブードルは水鳥
の狩猟に使われる猟犬です。水泳に
適した刈
り込みに
なってい
ます。



申告は共同でも、各人個別に申告をしても相続税法では、「同一の被相続人から相続により財産を取得したすべての人はその相続により取得した財産に係わる相続税について、自分の相続に係わる相続税については勿論、他の相続人の相続税についても、その相続により受けた利益を限度として、互いに連帯納付の責任を負う」と定められております。

具体的に申しますと、相続人がA、B、C、Dの4人であったとします。相続税の申告をしますと、Aは自分の相続税について納付の義務を負う他、他のB、C、Dの納税について連帯納付の責任を負います。それはB、C、Dについても同じです。

□連帯納付を履行させるのに事前手続は不要

この場合、仮にBが申告に係わる相続税を滞納したとき、Aに不動産があった場合は、税務署はAについて何ら事前の手続を要しないで、Aが相続により受けた利益の範囲内でAの不動産を差押えることができるという規定です。

この、事前の手続を要しないか、要するか、ということについては、意見が分かれていましたが、昭和55年7月1日の最高裁（3小）の事前の手続は要しない。という判決により、要しないことで運用されています。